

沼津市育英条例の一部改正について

沼津市育英条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月9日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市育英条例の一部を改正する条例

沼津市育英条例（昭和40年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、大学（ただし、短期大学を除く。）に在学し」を削り、「必要とする者」の次に「のうち、次の各号のいずれかに該当するもの」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 大学（短期大学を除く。）に在学する者
- (2) 高等学校、高等専門学校その他これらに類する学校として規則で定めるもの  
（以下「高等学校等」という。）に確実に入学すると見込まれる者

第6条を次のように改める。

（奨学金の額）

第6条 奨学金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 第2条第1号に該当する奨学生 月額10,000円
- (2) 第2条第2号に該当する奨学生 入学時70,000円

第7条中「奨学金」を「前条第1号に掲げる奨学金」に改める。

第8条中「奨学生」を「第2条第1号に該当する奨学生」に改める。

第10条の見出し中「廃止」を「廃止等」に改め、同条中「奨学生」を「第2条第1号に該当する奨学生」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 委員会は、第2条第2号に該当する奨学生が高等学校等に入学しなかつたときは、奨学金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の沼津市育英条例（以下「新条例」という。）の規定中新条例第2条第2号に該当する者に関する部分は、令和7年4月1日以後に入学を予定する者に適用する。

「提案理由」

育英奨学生制度の充実を図るため、高等学校等入学予定者を対象とする奨学金に関する規定を追加するものである。